

令和8年度予算第二特別委員会
【速報版】

令和8年3月10日
局別審査（会計室、選挙管理委員会、人事委員会、
監査委員、議会局関係）

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

選挙管理委員会関係

午後2時00分開会

○川口広委員長 ただいまから前回に引き続き予算第二特別委員会を開きます。

○川口広委員長 それでは、選挙管理委員会関係の審査に入ります。

○川口広委員長 質問の通告がありますので、順次これを許します。

なお、投影資料の使用の申出があったものについては、いずれもこれを許します。

それでは、まず、白井正子委員の質問を許します。（拍手）

○白井正子委員 日本共産党を代表して質問します。よろしくお願いします。

病院、老人ホーム等での不在者投票の推進についてです。

投票しやすい環境づくりを推進するためには、入院中でも施設入所中でも投票できるようにすることが必要です。神奈川県選挙管理委員会が、基準に合った病院、入所施設のうちの挙げられた病院、入所施設を指定しており、指定された病院や入所施設で投票ができる仕組みですけれども、基準に合った病院、入所施設の総数のうちの指定件数とその割合はどうなのかを伺います。

○鈴木選挙部長 令和8年1月末現在で市内における指定施設数は552施設です。神奈川県選挙管理委員会が定める一定の指定基準、例えば病院であれば定員が20人以上など、基準を満たしている施設の総数に占める割合はおよそ6割となっております。

○白井正子委員 6割ということで、もっとその箇所数が増える必要があると思うのです。病院や入所施設の手挙げを促す必要があると思いますけれども、手挙げをしてもらうためには投票実務の内容を知っていただくことが必要です。今回、病院などへの説明資料を見せてもらいました。人員配置から投票済み用紙の送付まで書かれておまして、病院、入所施設が行う実務の流れと支払う経費の額はどうなっているのかを伺います。

○鈴木選挙部長 指定施設では、選挙人からの依頼を受け、選挙人ごとにそれぞれの名簿登録地の選挙管理委員会宛てに投票用紙を請求します。選挙人は、施設内で管理者や立会人の下で投票を行い、その投票は、それぞれの選挙管理委員会宛てに送付されます。経費につきましては、不在者投票をした選挙人1人につき1236円が支払われます。

○白井正子委員 本市として、その箇所数を増やすためにどのような取組を行っているのかを伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 基準を満たす施設が新たに設置された場合は、区選挙管理委員会が施設管理者に連絡を取りまして、不在者投票制度の説明等を行い、指定への協力をお願いしております。既に存在する施設でまだ指定がされていない場合につきましても、区選管から毎年度働きかけを行っています。また、市内に施設を複数運営している法人につきましては、私ども市選管が本部へ出向きまして、指定への御協力をお願いしているところでございます。

- 白井正子委員** 病院と介護老人保健施設を運営しているある法人に伺いました。相当な実務だということがよく分かりました。本来業務のある中で、投票事務を行うための職員を配置するのは本当に大変なことだということ。それから、投票立会人は病院の外部の人をお願いをしている。一人一人全員に投票の意思を確認して、一人一人違う所在地の選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、一人一人用の投票用紙を間違いなく渡すということで、正確な事務が現場の努力で行われておいて、現場に負担がかかっている課題があると感じております。選挙管理委員会では課題をどう認識しているのかを伺います。
- 武島選挙管理委員会事務局長** 施設内で投票を行っていただくための様々な事務手続や人員体制確保など、私ども選管と同じような事務を担っていただきます。大変に御負担をおかけしているということは私どもも認識しております。少しでもその事務負担軽減につながるよう、市や県のホームページに事務手順をまとめた動画や必要書類を掲載しています。また、不在者投票の際に必要な立会人の確保が困難な施設に対しましては、区選挙管理委員会が選定した立会人を派遣しております。
- 白井正子委員** 不在者投票制度があるということを病院、入所施設へ周知する、それから働きかけをするということは、投票権を保障する制度であるということ、この意義をしっかりと伝える必要があると思っておりますが、見解を伺います。
- 武島選挙管理委員会事務局長** 入所施設における不在者投票は、病気ですとか障害等がございまして投票所に行くことができないという選挙人の方々にとりましては、投票権の行使を保障するための重要な制度だと私どもも認識しております。施設側が指定に対して前向きになっていただけるよう、入所者の投票権を保障する重要な制度であるということを資料中にも明記するなど丁寧に説明してまいります。
- 白井正子委員** 今、その病院や入所施設の多くでは経営の危機に踏ん張っている、こういうときですから、選挙管理委員会からの働きかけをさらに強めていただかない限り、不在者投票に手挙げをしようというところは出てこないと思います。本市としての役割をしっかりと発揮していただくことを求めて、終わります。

○**川口広委員長** 次に、青木亮祐委員の質問を許します。（拍手、「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○**青木亮祐委員** 自由民主党の青木亮祐です。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、共通投票所について伺います。

令和6年3月の予算特別委員会において我が党の磯部委員より共通投票所について質問し、導入に向けた検討を進める旨の答弁をいただきました。それから2年がたち、現在着実に検討が進められていると聞いています。

そこでまず、共通投票所の導入の狙いと効果について、改めて選挙管理委員会事務局長、伺います。

○**武島選挙管理委員会事務局長** 共通投票所の導入によりまして、御自身の生活圏内にある利用しやすい投票所を選べるようになることで、投票しやすい環境を一層整備

し、投票率の向上を図ることを狙いとしております。導入により、これまで指定されていた投票所よりも利用しやすい投票所へ行くことができるため、利便性向上や負担軽減などの効果があると考えています。

○青木亮祐委員 横浜市内は本当にアップダウンが多いというイメージがありますけれども、私の地元の保土ヶ谷区についても同様で、投票所に行くことが困難だという声を多くいただいています。共通投票所の導入はそうした課題の解決につながるものと考えますので、ぜひ進めていただくようお願いいたします。

また、先日の常任委員会では、我が党の横山正人委員の質問に対し、令和9年統一地方選挙において試行的に導入する旨の御発言があったと聞いています。共通投票所は大都市での導入事例が少なく、全国的にも注目を浴びるのではないかと思います。試行導入の狙いと意気込みについて事務局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 共通投票所は、有権者の利便性向上につながる一方で、システムの確立や混雑対策など、従来の投票所運営とは大きく異なる運用が求められます。本格導入に向けて、まずは小規模で試行することで安定的に運営するためのノウハウを蓄積することや、利用状況などを踏まえて事後検証をしていくことなどを狙いとしています。共通投票所の導入は、投票環境の向上とともに持続可能な投票所運営にもつながると考えます。まずは試行導入を確実に成功させ、本格導入につなげていきたいと考えています。

○青木亮祐委員 ぜひ、横浜市が大都市をリードしていくという意気込みで進めていただきたいと思います。また、共通投票所を導入している自治体では、共通投票所の導入と併せて投票所の統廃合を進めている自治体が多いと認識しています。逆に言うと、共通投票所にすれば統廃合も可能だということになりますので、それもしっかりと検討していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、投票時間について伺ってまいります。

当日投票所の開閉時間については、公職選挙法により午前7時から午後8時までと定められており、その範囲内で、選挙人の投票に支障が生じないと認められる特別な事情がある場合に限り、時間の繰上げや繰下げが可能とされています。本市では、投票管理者や立会人、投票所の受付など、多くの業務を自治会関係者をはじめ地域の皆様に御協力いただいているものと承知しています。しかし、地域では高齢化が進んでおり、長時間の従事が負担となっている、投票時間を短縮してほしいといった声は年々増えており、現状は限界に近づいてきているのではないかと考えます。

そこでまず、投票時間の短縮の国の見解について事務局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 国の見解としましては、投票所の閉鎖時刻をむやみに繰り上げることは決して好ましいことではないとしており、具体的には、山間部、島嶼部など地域の実情や特別な事情の有無についての十分な検討と厳正な対応が必要であるとしております。また、選挙人に対して十分に説明することも必要であるとしております。

○青木亮祐委員 国としては投票時間の短縮ができる理由は限られているとして慎重な

姿勢を示しているとのことですが、実際には時間短縮を実施している市町村は増えていとも聞いています。そこで、直近の令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙においての全国における投票時間の短縮の実施状況について、選挙部長にこれを伺います。

○鈴木選挙部長 令和8年2月執行の衆議院議員総選挙では、47都道府県のうち45都道府県において、いずれかの市町村が投票所閉鎖時刻の繰上げを行っております。全国の投票所の約4割で実施されているという状況でございます。閉鎖時刻の繰上げを行っている市町村は、山間部や島嶼部などが含まれていることが多くなっていますが、関東北部の県庁所在地の自治体など、これらが含まれていない都市部の自治体においても行われている例がございます。

○青木亮祐委員 かなり多くの自治体で時間短縮をしているということが分かりました。期日前投票所は午後8時まで開設しており、その利用者数も年々増加をしています。このため、当日投票所の投票時間を短縮しても選挙人の投票機会に支障は生じないと判断している自治体が多いのではないかと考えます。さらに、期日前投票所が混雑する一方で、投票者全体に占める当日投票者の割合は低下傾向にあります。そのような中、投票所の従事者の方は、朝早くからかなりの長時間の従事となっています。そこで、地域の負担軽減等のためにも投票時間の短縮の可能性も検討すべきと考えますが、事務局長の見解を伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 御指摘のとおり、本市の投票所の運営は地域の皆様の御協力により成り立っておりますが、高齢化などから長時間従事が難しく、投票時間短縮を望む声をいただいております。有権者の投票機会の確保という視点は大切でございますけれども、一方で、投票所の運営を支える方々の負担軽減も重要と考えております。投票機会の確保と持続可能な投票所運営という両面から、投票時間の短縮につきましては、期日前投票の利用傾向、都市部での実施状況などを踏まえ、その可能性を検討してまいりたいと考えております。

○青木亮祐委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思います。投票時間を短縮することによって、この後も質問しますけれども、開票開始時間を早めることもできます。投票所に従事いただく地域の皆様の負担軽減のためにも、また、開票結果を早くお知らせするためにも、時間短縮の検討を要望し、次の質問に移ります。

次に、期日前投票所の混雑対策について伺ってまいります。

先ほども触れましたが、期日前投票者数は年々増えてきており、全投票者に占める割合も高くなってきている状況です。今回の衆院選でも多くの方が期日前投票を利用されたのではないかと思います。

そこでまず、最近の国政選挙における期日前投票者数の前回との比較について選挙部長に伺います。

○鈴木選挙部長 令和8年2月執行の衆議院総選挙での期日前投票者数は約70万8000人で、前回、令和6年から3割ほど増えております。全投票者数に占める割合で見ますと、前回は約30%でしたが、今回は約40%となっております。また、令和7年7月執

行の参議院選挙での期日前投票者数は約71万2000人で、前回、令和4年から3割ほど増えております。全投票者数に占める割合で見ますと、前は約31%でしたが、今回は約37%となっております。

○青木亮祐委員 投票日が近づくにつれて利用者が増え、特に投票日前日は長時間待ったという声もよく聞かれました。私も保土ヶ谷区役所の期日前投票所を訪れようと思いましたが、受付までに1時間程度を要する状況であることを聞きまして、慌ててもう1か所の期日前投票所に行きました。

そこで、衆議院議員総選挙における期日前投票所の混雑状況及び混雑緩和のための取組状況について事務局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 期日前投票が始まってから中盤頃までは待ち時間はほとんどありませんでしたが、投票日が近づくにつれて混雑も生じ、最終日には1時間ほどお待ちいただくケースもございました。混雑対策としましては、一部の区では、期日前投票所を1か所追加して3か所の体制といたしました。その他の区でも、受付パソコンの台数を増やしたり、スペースの拡充を行ったほか、分散投票を呼びかけるため、ホームページで混雑状況の配信を実施いたしました。

○青木亮祐委員 混雑緩和の取組が進められていることは理解をしています。しかし、実際のところは、さきの衆議院議員総選挙でも投票所で長時間待つ状況が発生しておりまして、待ち時間の長さから投票を断念された方もいたのではないかと懸念をしています。次の統一地方選挙に向けては、さらなる対策が必要であると考えます。

そこで、期日前投票所の混雑対策に向けた今後の取組について事務局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の拡充につきましては、利便性の高い場所の確保や運営体制の確保など課題はありますが、特に待ち時間が長い投票日前日の対応能力の強化など、効果的な対策について引き続き検討してまいります。また、分散投票を効果的に周知するとともに、ホームページでの混雑状況の配信は全区で実施してまいります。

○青木亮祐委員 期日前投票者数は今後も増加していくことは間違いありません。だから、やはり投票所を増やすとかそういうこともしっかり考えていただきたいと思えます。さらなる改善と取組を進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、開票の迅速化について伺ってまいります。

横浜市の開票は遅いというイメージが定着しています。先日の衆院選では、午後8時に投票が終了し、その後、午後9時15分から各区の開票所で開票作業が始まりました。しかし、各候補者の得票状況は、午後10時30分時点でも全員ゼロ票のままで、午後11時時点から得票が示され始めました。

そこで、開票の経過を選挙人に対して速やかに知らせるべきと考えますが、事務局長の見解を伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 開票は21時15分に開始し、票の分類、点検、計数を行い、立会人の確認を経た後で得票数を発表しております。このため、最初の発表まで

には一定の時間を要し、また、得票数の逆転が起きないように慎重を期すあまり、発表が遅くなっている面もあると認識しております。それらを踏まえましても、有権者の皆様に、開票の経過を速やかにお知らせすることは重要なことであり、少しでも早められるよう改善していくべきと考えております。他都市の取組事例なども参考に、今後改善策について市区選管で検討してまいります。

○**青木亮祐委員** しっかりと検討して取り組んでいただきたいと思います。開票の経過をいち早く知りたいと考えている有権者は多いはずで、得票状況の速やかな発表によって、有権者への選挙への関心もより高くなるのではないかと思います。次回の統一地方選挙ではぜひ改善をお願いしたい、そのように思います。そして、速やかな投票状況の発表と併せて重要なのが開票作業そのものの迅速化と最終的な得票数の確定を速やかに行うことだと思います。

そこで、開票作業及び開票確定の迅速化に向けた今後の取組について事務局長に伺います。

○**武島選挙管理委員会事務局長** 開票作業を迅速化するためには、1つには人員を増やすという方法がありますが、スペース面等での制約がございます。このため、昨年の市長選挙において読取分類機の試行を行い、正確性や作業時間短縮などの効果を確認することができましたので、次回統一地方選挙から一部の区で導入し、順次拡大をしていきたいと考えております。また、開票の終盤で投票者数と票数が合わないために時間がかかるケースも確かにございますので、作業手順のマニュアルを更新、活用し、時間短縮に取り組んでまいります。

○**青木亮祐委員** 開票が早く終われば有権者は結果を早く知ることができ、開票に従事する方々の負担も軽減されると思います。ぜひ、開票の迅速化に取り組んでいただくことも要望して、次の質問に移ります。

最後に、郵便等投票の登録手続の簡素化について伺ってまいります。

体に重度の障害がある方及び介護保険法上の要介護5の方には、自宅でも投票ができる郵便による不在者投票の制度があります。そして、要件に該当する方は、あらかじめ区の選挙管理委員会に申請を行う必要があるとのことでした。

そこで、郵便等投票を行うための手続について、これは選挙部長に伺います。

○**鈴木選挙部長** 郵便等投票を行うためには、事前にお住まいの区の選挙管理委員会に申請を行い、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。この際、障害者手帳や介護保険被保険者証の原本を添えて申請していただきます。申請は、選挙時に限らずいつでも可能となっております。一旦証明書の交付を受けると、選挙の際には対象者宛てに郵便投票の請求書が送付されますので、それを使用して投票用紙を受け取り、郵便により投票することができます。

○**青木亮祐委員** 手続についてはよく分かりましたが、申請に当たっては、障害者手帳や介護保険被保険者証の原本を提示する必要があるなど手続が煩雑で、申請をためらわれている方もいらっしゃるのではないかと考えます。一方で、立会人のいない中で投票ができる例外的な投票方法であり、手続については法令で厳格に定められてお

り、横浜市の判断で観測することは困難であるということも承知をしています。

そこで、郵便等投票証明書の登録手続の簡素化について国に要望していくべきと考えますが、事務局長の見解を伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 おっしゃいますとおり、郵便投票制度は投票立会人がいない自宅などで投票ができる例外的な制度となっておりますため、その手続が厳格となっております。一方で、その対象者の方々が投票しやすい環境を整えるということも非常に重要なことと考えております。例えば、障害者手帳の原本に代えて写しで可能とできないかどうかなど、指定都市選挙管理委員会の連合会においても議論をしながら、国への要望についても検討してまいりたいと考えております。

○青木亮祐委員 障害のある方の投票環境を整えていくためにも、郵便投票制度の申請手続の簡素化が不可欠であると考えますし、これこそDXとかオンライン申請とかそういうことができるようにしたほうがいいのではないかと私は個人的に思います。ぜひ、他の政令市と連携して、国に対して要望していただくことを要望いたします。

少し時間がありますので、通告外でございますが質問させていただきたいと思っておりますけれども、昨日のニュースで、二重投票で逮捕された方がいらっしゃいました。その方はちょっとSNSで自分で発信してしまったからすぐ証拠をつかまれて逮捕に至ったということなのですが、こういうことがやはりできてしまうという状況は何かまずいと思うのですけれども、これから横浜市は対策をどういうふうと考えていきたいと思っておりますでしょうか、局長、お願いします。

○武島選挙管理委員会事務局長 本市では、投票受付システムによりまして既に投票済みの方が再度受付をした場合には二重投票防止のチェックが働くこととなっております。この場合、投票済みであることをお伝えした上で、投票の拒否を行います。本人が納得されない場合は、仮投票という制度がございまして、仮に投票していただきまして、開票管理者の段階で受理、不受理の決定をすることとなります。このような場合には、二重投票またはなりすまし投票が疑われますので、警察に通報いたします。

このような事態に至る前に、そういうことが起こらないようにできないかということにつきましては、この間、本人確認書の提示を求めるようなことも検討してはどうかという御意見も頂戴しております。その方向につきましては、近年、この前の衆議院選挙でも投票の御案内が届いてなくても投票できますという周知もしておりますので、その利用者が増えている状況も鑑みまして、他都市の例も参考に、本人確認書類の活用について検討してまいりたいと考えております。

○青木亮祐委員 二重投票は、完全に民主主義の根幹を揺るがす事態になるかと思っておりますので、ぜひ厳格に対応して、混雑に対策をしると言っておきながら逆のことでもありますけれども、そこは厳しくやっていただきたいと思っております。

以上、質問を終わります。（拍手）

○川口広委員長 次に、木内秀一委員の質問を許します。（拍手）

○木内秀一委員 公明党の木内秀一です。よろしく願いいたします。

私からは、投票しやすい環境づくりとして、先ほどの青木委員からの質問にもございましたが、共通投票所について、より詳細に伺ってまいります。

選挙は民主主義の根幹であり、実際に投票所へ足を運ぶ行動を後押しするために、より行きやすく、より使いやすい環境づくりは不可欠と考えます。回を追うごとに期日前投票の割合は増加傾向にあるものの、選挙当日に区内のどの投票所でも投票できる共通投票所制度は、有権者の利便性を高め、投票機会を広げる取組でもあり、これまでも我が党では早期の実現を要望し、私も昨年10月の決算特別委員会のこの局別審査においても共通投票所の導入に向けた進捗状況などを質問させていただきました。今回、令和8年度予算においては、いよいよ共通投票所の試行導入の予算案が示されましたので、まず、改めて共通投票所の導入に向けたこれまでの取組について選挙管理委員会事務局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 共通投票所の導入のためには、有権者の投票状況を共有するため、全ての投票場を無線ネットワークでつなぐ必要があります。このため、昨年、令和7年夏の選挙において、無線ネットワークの安定性などの通信テストを行ったほか、システムトラブルや停電の際の対応など、運用面の課題の整理を行いました。今年、令和8年1月には、共通投票所にも対応できる新たな投票受付システムを導入し、移行を終えたところでございます。これにより共通投票所導入に向けたシステム面での基盤がおおむね整いました。

○木内秀一委員 先ほどもございましたが、令和9年4月の統一地方選挙での施行に向け、令和8年度は試行実施の内容を具体化し、技術的な問題を解決していく重要な期間になると思われまます。そこで、共通投票所の試行導入に向けて具体的にどのような準備を進めていくのか、選挙管理委員会事務局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 まずは、令和9年の統一地方選挙で試行する区及び投票所の選定を行いたいと考えております。試行区の選管と連携しまして、本番を模した形での運用のシミュレーションを行い、技術面、運用面の両面から問題がないか、事前に十分な検証を行います。また、共通投票所を設置する地域への説明や広報などを市区選管で実施し、試行に向けた準備を進めます。

○木内秀一委員 期日前投票所は、今回の衆議院選挙においても大変混雑していたという認識がありますが、共通投票所も場所によっては選挙人が集中することが予想されます。投票所までの利便性を向上させても、待ち時間が長くなってしまえば、せっかくの効果が十分に発揮されないと思われまます。

そこで、共通投票所についても混雑の緩和に向けてどのような対策を検討しているのか、局長に伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 利便性のよい施設など混雑が想定される共通投票所においては、受付窓口や記載台の増設、投票用紙の自動交付機の設置など、期日前投票所でも行っている混雑対策も参考にしながら、受付体制を強化することを検討しています。また、混雑している共通投票所の状況をリアルタイムで発信するなど、効果的な混雑対策について引き続き検討してまいります。

○木内秀一委員 共通投票所が本格導入された場合、選挙人は指定された投票区に限定されず、自らの行動範囲内で区内の最も行きやすい投票所に行くことができるようになり、利便性の向上が期待されます。実運用に向けては、事前の周知、広報の検討も必要と考えますが、今回の試行を確実に実施、成功させ、検証を重ねながら本格導入につなげていただけるよう要望しまして、私の質問を終わります。（拍手）

○川口広委員長 次に、深作祐衣委員の質問を許します。（拍手）

○深作祐衣委員 国民民主党の深作祐衣です。よろしくお願いします。

まず初めに、主権者教育の充実について伺います。

選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、高校に選挙権を有する生徒が在籍することから、主権者教育の重要性はますます高まっています。私は以前より6回連続で国政選挙の投票率全国1位を記録している山形県の取組に注目していますが、高い投票率の背景には、県内高校生に対する実践的な主権者教育の充実があると言われていません。模擬投票はもちろん、校内放送で投票日を周知するなど、積極的に取り組まれているようです。

そこでまず、本市でも高校生に対して投票や政治に対して理解や意識を高めていく取組を一層進めていくべきと考えますが、伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 若年層の投票率が低い傾向にある中、高校生に対する主権者教育は重要であり、私ども選挙管理委員会としましても、高校への出前授業を行ってきているところでございます。昨年の参議院選挙では市立横浜商業高校で実際の選挙を題材に選挙公報を用いた模擬選挙を実施するなど、より実践的な内容で取組を行いました。今後も、こうした取組を充実させ、投票や政治に対して理解や意識を高めていただけるよう取り組んでまいります。

○深作祐衣委員 ありがとうございます。神奈川県は県立高校、私も出身しているのですが、3年に一度実際の参議院議員選挙の候補者の公約等を基にした模擬投票を行っているとのことでした。一方、今御答弁ありましたけれども、本市の市立高校においては、参議院だと横浜商業高校でということで、なかなか全てでやるというのは難しさがあるのかと感じます。

そのお話を伺って、私もいろいろとちょっと勉強したのですが、学校での模擬投票等の実践にはかなり高いハードルがあると全国的にも言われているみたいです。文部科学省の調査によれば、高校三年生で主権者教育を実施した割合は95.6%なのですが、現実の政治的事象についての話し合い活動に取り組んだ割合は僅か34.4%、外部機関と連携していないと回答した割合も約半数。この背景には、やはり現場の先生方は政治的中立性を意識するということがあるのだろうと推察します。本市の市立高校も同じような課題があるのではないかと考えます。そうであるならば、現場の先生方の勇気だけに頼るのではなく、萎縮せずに済む仕組みがやはり必要なのではないかと考えます。例えば教員の先生に任せるだけでなく、偏りのリスクを減らすために、客観的なデータを提供するNPOだったりとかシンクタンク等の外部機関との連

携とか、好事例の積極的な共有、また、選管がガイドラインを提示するといったことも考えられる手法なのではないでしょうか。

そこで、学校の先生や生徒が主権者教育や政治教育に前向きに取り組めるように教育委員会と一層連携し、環境整備を進めていただきたいと思います。見解を伺います。

○武島選挙管理委員会事務局長 教育委員会のほうでも主権者教育を進めております。教育委員会と私どもで締結している主権者教育における連携・協力に関する協定では、その連携事項の一つとしまして、高校における模擬選挙等の参加実践型の学習の実施及び副教材の活用を定めています。この協定を踏まえまして、選挙管理委員会としましては、出前授業の実施や実際の投票機材の貸出し等に加え、選挙時に、教材の開発を若者と一緒に行ったりですとか、教材用の選挙公報を確保するですとか、また、実際の投開票の手順を紹介するですとか、教育現場からのニーズに応じまして講師を派遣するなど、きめ細かく対応してまいります。

○深作祐衣委員 選管だけで実施できるものではありませんので、私も教育委員会さんへの働きかけもしっかり行っていきたいと思いますので、引き続き市立高校での実践的な取組を増やしていただきたいと思います。

また、障害がある方への主権者教育も重要です。今回の衆院選では障害のある方から実際に投票所へ行くことそのものにも障壁があるのだとお伺いをしました。

そこで、特別支援学校等における主権者教育の取組にはどのようなものがあるか、教えてください。

○武島選挙管理委員会事務局長 特別支援学校における取組につきましては、令和4年度及び令和5年度には市立若葉台特別支援学校で、また、昨年夏には県立保土ヶ谷支援学校において、出前授業、そして模擬選挙を実施いたしました。参加した生徒からは、投票所で受けられる支援について理解ができ、実際に投票所へ行く際の不安や抵抗感が軽減されたとの声もいただいております。今後も引き続き、より多くの学校において出前授業や模擬選挙が実施できるよう取組を進めてまいります。

○深作祐衣委員 特別支援学校と連携を進めることというのは、選管が当事者の皆さんと触れ合う機会を増やすことにもつながると思っています、これは誰もが障壁を感じることなく投票が円滑に進められる環境づくりにすごくメリットがあると思います。他都市の状況もいろいろ見てみると、本市はまだその取組の余地があるのかと感じますので、引き続き積極的な推進を期待したいと思います。

また、もう1点今回伺いたいのが親子連れ投票についてです。

私、以前も議案関連質疑で取り上げているのですけれども、スライドを表示します。(資料を表示)総務省の調査でも、親の投票について行ったことがある子供のほうが将来の投票率が高くなるという結果が出ています。

そこで、本市における親子連れ投票を促進する取組としてどのようなものがあるか、教えてください。

○武島選挙管理委員会事務局長 これまでも18区におきまして区民まつりその他のイベ

ントの場面などでブースを設けまして、投票参加の呼びかけを行うとともに、親子連れで投票できるということを周知しております。また、近年は、この新庁舎1階アトリウムで子供向けイベントもよく実施されております。その際、参加いたしまして、ゲーム、また投票体験をしてもらいながら、親子連れ投票の啓発を行っているところでございます。また、こうしたイベント等では、明るい選挙推進員などの皆様の協力をいただきながら取り組んでいるところでございます。

- 深作祐衣委員** いろいろ取り組んでいただいていると思います。ただ、イベントでの呼びかけももちろんいい取組だと思うのですが、将来有権者となる子供たちが親と一緒に実際の投票に足を運び、幼い頃から選挙に触れておくということが大切なのだろうと思います。

次のスライドです。これは岩手県北上市の取組なのですが、参議院議員選挙のときに期日前投票所に子供用の投票箱を設置して、小学生を対象に給食のおかず模擬選挙を実施しているということでした。唐揚げとかエビフライとかに投票し、最多得票のおかずが実際の市内の給食で提供されるというものでした。この取組に関する報道記事を事見ますと、子供たちに投票の楽しさを教えたということはあるのですが、それだけでなく、子供が行きたがるということの理由で親世代である20代後半から30代の投票率は大幅にアップしたということがありました。私としては、この記事を見たときに、実際の選挙という場で1票を投じた子供たちが、自分が投じた一方で給食が変えられた、自分が行動できたという成功体験を持てる取組という点がすばらしいと感じました。

本市でも実際の選挙に合わせて子供が投票体験できるような取組を検討するのはいかがでしょうか。

- 武島選挙管理委員会事務局長** 親子連れ投票は、子供の将来の投票につながっていくよい機会になると我々も考えております。一方で、実際の選挙の際、例えば期日前投票、当日投票所で、その場所に子供の投票体験の場を設けられるかということにつきましては、先ほど来、混雑対策等も求められている中で、投票所の運営に影響がないような配慮も必要であると考えております。親子連れ投票についての呼びかけは引き続き行ってまいります。投票体験の場づくりにつきましては、他都市の事例なども参考にして、適切かつ効果的な手法について検討してまいりたいと考えております。

- 深作祐衣委員** ありがとうございます。真の主権者教育は、単に憲法とか制度の知識を教えることではなくて、身近なルールに対しておかしいと感じた際に、その気持ちを言葉にして、仲間をつくって制度を変えていく営みこそが重要だと思います。その上で、こういった自らの行動でルールを変えられたとか、何かを実現できたとか、そういった成功体験を積み重ねること、これが何よりの主権者教育なのではないかといういろいろ調べながら思ったところでもあります。いろいろな課題や難しさはあると思うのですが、引き続き、横浜らしい取組を模索して進めていただきたいと思います。お願いします。

終わります。（拍手）

○川口広委員長 ほかに御質問はございませんのでお諮りいたします。

選挙管理委員会関係の審査はこの程度にとどめて常任委員会へ審査を委嘱したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口広委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○川口広委員長 次に、お諮りいたします。

会計室、人事委員会、監査委員及び議会局関係の審査は御質問がございませんので常任委員会に審査を委嘱し、財政局関係の審査を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口広委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○川口広委員長 当局の交代を願います。

当局の交代の間、暫時休憩いたします。

午後 2 時 39 分 休憩

速報版